

第四北越銀行の場合は、新銀行名、新支店名で記入してください				座にしてください	
振込口座	金融機関名	支店(支所)名	種別	口座番号	口座名義人(申請者)
	〇〇	銀行 組合 金庫 農協	普通	1234567	フリガナ 氏 名
	〇〇	支店 支所			ミツケ イチロウ 見附 一郎

申請書記入上の注意

就学援助申請書は、就学援助費の支給を受けるために必要なものですから、ありのままを正確に記入してください。

1. 各欄への記入について

- ① 「職業・勤務先・学校名(学年)」は次のように記入してください。

(例)

(株) ○会社事務員、○○商店セールスマン、(株) ○工場臨時工(またはパート)、高校○学年、
○○中学校○学年、○○保育園等

- ② 「所得額」は、世帯全員の令和6年の所得額(おおよその額)を記入してください。
③ 「住居の状況」「援助を受けたい理由」は、該当するものを○で囲んでください。
④ 「援助を受けたい理由」の1～4に該当する場合でも、所得状況により認定されないこともありますので、特別な理由等がありましたらご記入ください。5・6に該当する場合は、必ず理由を詳細に記入してください。
⑤ 「委任状」の内容を確認のうえ、必ず記名してください。

※学校へ納付すべき学用品費等及び給食費に滞納が発生した場合は、就学援助費から優先的に充当します。(認定された場合に支給される援助費の受取人が在籍学校長となります。)

2. 添付書類

通帳の写し(支店名、口座番号、名義人が確認できるページ)

※以下は該当する場合に提出が必要です。

- (1) 援助を受けたい理由3の「市民税・事業税・固定資産税・国民年金保険料・国民健康保険税の減免」に該当する場合 …… 減免通知書の写し

(2) 令和7年1月1日現在において見附市に住所がない場合
…… 前住所地从ら発行される「令和7年度(令和6年分)所得課税証明書」の交付を受け、別途提出してください。(令和7年度分証明書は、6月以降に発行できるようになります。)

3. その他

- ① 兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要となります。
② 認定に際し、世帯全員分の所得状況を確認しますので、市民税の申告がお済みでない場合は申請前に申告を済ませてください。申告が済んでいないと、所得状況が確認できず、認定できません。収入がない場合も申告が必要です。(ただし、税法上の扶養に入っている場合は、申告の必要はありません。)
③ 就学援助は原則として口座振込とし、申請者の普通預金(総合口座)に振り込みます。
④ 第四北越銀行の場合は、新銀行名、新支店名を記載してください。通帳の写しは旧銀行名、旧支店名のままでかまいません。